

平成 30 年度第 1 回行政監査結果報告書（概要）

第 1 監査実施概要

1 監査テーマ（P 1）

「保健所における食品・環境衛生等の監視指導業務について」

2 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、区民の健康に関する安全と安心を確保することを目的として、食品・環境等の衛生力向上に取り組んでいる。

また、食の安全、衛生的な住まいの環境の確保などに対する区民ニーズも非常に高い。

そこで、平成 30 年度第 1 回行政監査では、保健所における食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適正に行われているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点（P 1）

- (1) 食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 食品・環境衛生等の監視指導業務は計画的かつ効果的に行われているか。

4 監査対象及び監査対象課（P 1）

(1) 監査対象

保健所における食品衛生、環境衛生、医事衛生、薬事衛生及び獣医衛生に関する監視指導業務

(2) 監査対象課

健康生きがい部（保健所）生活衛生課

5 監査実施期間（P 2）

平成 30 年 5 月 11 日（金）から平成 30 年 11 月 29 日（木）まで

第2 監査結果

現況と課題 (P 3)

- 1 保健所業務の沿革 (P 3)
- 2 食品・環境衛生等の業務に関連する区の計画と取組 (P 5)
- 3 食品・環境衛生等の業務を担う組織と職員体制 (P 7)
- 4 食品衛生 (P 9)
- 5 環境衛生 (P 23)
- 6 獣医衛生 (P 35)
- 7 医事衛生 (P 38)
- 8 薬事衛生 (P 42)

検討・改善を求める事項 (P 47)

着眼点1 食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適正に行われているか。

- 1 食品衛生検査施設の適正な管理・運営 (P 15)
生活衛生課は、検査室の薬品の保管・管理が適正に行われるよう、板橋区保健所検査等業務管理要領に定める管理主体及び各責任者の責務をより明確に整理し、セキュリティの高い検査室とする必要がある。

着眼点2 食品・環境衛生等の監視指導業務は計画的かつ効果的に行われているか。

- 1 動物の飼養及び収容施設の監視指導体制の整備 (P 37)
生活衛生課は、動物の飼養又は収容施設について、許可及び立入検査等の監視指導業務を適正かつ計画的に実施できる体制を整備する必要がある。

総括意見（P48）

第一に、食品・環境衛生監視員の専門職員の技能水準を確保し、教育訓練に努めるとともに、一層効率的・効果的な監視指導業務を進める上で必要な体制を維持することが必要である。

当該業務は、東京都から移管を受け、以来、保健所では少人数職種の一つとして専門職員の任用、育成を行ってきた。1区当たりの規模は小さく、新人職員の確保や欠員補充への迅速な対応が困難な状況である。

しかも、法に基づく営業許可・届出確認事務は、業務・業態ごとに細分化され、業務を習熟するまでに非常に時間がかかると言われている。高度かつ専門的な知識に習熟した技術職員の育成が急務である。

職員の任用管理は各区共通の課題であり、特別区全体として、取組を強化することが求められる。

また、例えば子ども食堂における衛生管理や民泊をめぐる苦情相談など、新たな社会事象への対応も求められている。

第二に、食の安全や生活環境の向上に関する区民ニーズに対応するため、保健所の取組や事故情報等の提供に積極的に取り組むことが必要である。

まず、営業施設での事故については、被害拡大を防止する観点から、正確かつ迅速な情報提供が不可欠である。

また、区民の生活に密着した食の安全（食中毒、食品表示、食物アレルギー等）、飲料水の安全、住まいの衛生などの情報は、区民にとって関心の高い情報である。区民が知りたい情報を的確に発信し、区と区民の信頼できる関係を築くためにも、区は更なる広報の充実に努めなければならない。

最後に、食品・環境衛生に関連する施設の営業許可及び監視指導に係る業務は、それぞれの法令が定める基準を遵守し、厳正な手続を経て進める極めて権力的な行政事務である。生活衛生課の職員は、法令を正しく理解するとともに、厳格な姿勢を保持するよう一層コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。